

令和8年3月12日  
第20回定例会資料  
議案第73号

徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の  
策定について

教育政策課

# 徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

## 1 策定の趣旨

本県では平成30年11月に「とくしまの学校における働き方改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、教育職員の時間外在校等時間の縮減等に取り組んできた。

令和7年6月の給特法改正による計画策定の義務化を受け、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し質の高い教育を行うとともに、本県全体の改革を強力かつ効率的・効果的に推進していくため、現行の「第3期プラン」を継承する法定計画を、県教育委員会が主導し、市町村教育委員会と共同で策定する。

## 2 計画期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

## 3 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする
- ・ 退勤時間から翌日の出勤時間までに11時間以上のインターバルを確保する割合を100%にする
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- ・ <取組の柱1>タイムマネジメントの徹底（上限指針の遵守と長時間勤務の是正 等）
- ・ <取組の柱2>業務改善の更なる推進（業務の適正化 等）
- ・ <取組の柱3>外部人材の積極的活用（支援スタッフの適正配置 等）
- ・ <取組の柱4>部活動の適正化（「部活動方針」の策定・遵守 等）

## 5 計画策定に係る経過

令和7年12月 県議会文教厚生委員会（素案報告）

パブリックコメント

令和8年 2月 県議会文教厚生委員会（計画案報告）

3月 教育委員会定例会（付議・決定） 計画策定

# 徳島県公立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

～**新**とくしまの学校における働き方改革プラン～

(案)

令和8年 月

徳島県教育委員会・徳島市教育委員会・鳴門市教育委員会・小松島市教育委員会・阿南市教育委員会・  
吉野川市教育委員会・阿波市教育委員会・美馬市教育委員会・三好市教育委員会・勝浦町教育委員会・  
上勝町教育委員会・佐那河内村教育委員会・石井町教育委員会・神山町教育委員会・那賀町教育委員会・  
牟岐町教育委員会・美波町教育委員会・海陽町教育委員会・松茂町教育委員会・北島町教育委員会・  
藍住町教育委員会・板野町教育委員会・上板町教育委員会・つるぎ町教育委員会・東みよし町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 9

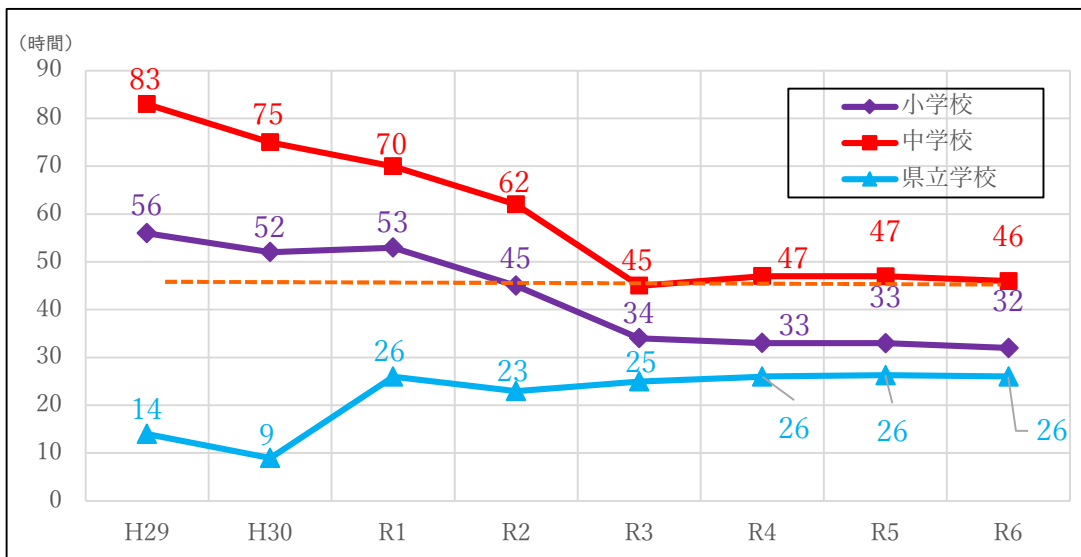
# 1. 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

○ 徳島県教育委員会では、教育職員が「働きやすさ」と「働きがい」を実感でき、子どもたちにより良い教育を行うことができる環境づくりを推進するため、平成30年11月に「とくしまの学校における働き方改革プラン」(以下「プラン」という。現在は第3期：令和6年度～8年度)を策定し、以降、学校並びに市町村教育委員会と一体となって、教育職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んできている。

(参考) これまでの取組状況

時間外在校等時間の推移



第3期プランの目標

1か月あたりの時間外在校等時間(平均)を令和8年度までに、令和5年度比『25%削減』

第3期プランにおける具体的な取組例

- ・勤務間インターバルのモデル校での導入
- ・授業時数や校時表の見直しによる放課後の余白づくり
- ・クラウドサービスの活用促進等、校務DXによる業務効率化
- ・児童生徒へのチラシの配布方法の変更
- ・教育委員会から学校へ依頼する調査の削減、内容の見直し
- ・教員業務支援員配置拡充による「3分類」の推進 など

- 本計画は、今後も働き方改革を更に強力に推進し、子どもたちに質の高い教育を持続的に提供できる「未来に引き継げる徳島」に向けた教育環境を構築するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第8条に基づき、第3期プランを継承・発展させる計画として策定するものである。
- 本県全体の「学校における働き方改革」をより一層、強力かつ効率的・効果的に推進していくため、徳島県教育委員会が主導し、賛同する各市町村教育委員会と共同して、本計画を策定する。

**※本計画を共同策定する教育委員会**

**徳島県教育委員会**

徳島市教育委員会・鳴門市教育委員会・小松島市教育委員会・阿南市教育委員会・吉野川市教育委員会・阿波市教育委員会・美馬市教育委員会・三好市教育委員会・勝浦町教育委員会・上勝町教育委員会・佐那河内村教育委員会・石井町教育委員会・神山町教育委員会・那賀町教育委員会・牟岐町教育委員会・美波町教育委員会・海陽町教育委員会・松茂町教育委員会・北島町教育委員会・藍住町教育委員会・板野町教育委員会・上板町教育委員会・つるぎ町教育委員会・東みよし町教育委員会

- 徳島県教育委員会は、市町村立学校が確実かつ円滑に改革に向けた取組を推進できるよう、各市町村教育委員会・市町村立学校に対し、積極的に「伴走支援」を展開する。
- 本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員以外の学校職員（事務職員、学校栄養職員等）も対象に含める。

**(2) 本県の現状**

- これまでのプランに基づく取組の結果、本県における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度の実績は以下のとおりであった。

**【令和6年度の時間外在校等時間の状況（令和5年度との比較）】**

**■小学校**

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合
令和6年度	31.6時間	25.3%	2.4%
令和5年度	33.3時間	26.9%	2.7%
増減	△1.7時間	△1.6%	△0.3%

## ■中学校

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合
令和6年度	45.5時間	47.4%	13.5%
令和5年度	46.9時間	48.4%	13.9%
増減	△1.4時間	△1.0%	△0.4%

## ■県立学校

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合
令和6年度	25.9時間	19.4%	4.5%
令和5年度	26.3時間	19.7%	5.0%
増減	△0.4時間	△0.3%	△0.5%

## ■高等学校（全日制）

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合
令和6年度	32.6時間	26.9%	6.9%
令和5年度	33.3時間	26.7%	7.6%
増減	△0.7時間	0.2%	△0.7%

※徳島市立高等学校は除く

- 時間外在校等時間は、どの校種においても減少傾向にあるものの、45時間を超える割合は、中学校が45%超、小学校、高等学校（全日制）においても25%超と、依然として高い。
- その要因として、校務分掌など担当業務に係る文書事務や、授業等に係る教材研究・採点作業の業務負担が大きく、とりわけ、中学校及び高等学校（全日制）においては、部活動などの業務負担が大きくなっていることが考えられるため、校務の削減・平準化、校時等の見直し、部活動の地域展開等を行い、放課後の時間等にゆとりをもたせるなど、質の高い教育を提供するための時間的余裕を創出する必要がある。

### 第3期プランの取組状況に関するアンケート結果（R6実施）より

- 働き方改革について、
  - ・「留守番電話が設置されたことが非常によい」
  - ・「デジタル採点システムの導入により採点時間が短くなり、採点精度も上がった」
  - ・「保護者連絡のデジタル化が進み、効率がよくなった」
  - ・「児童生徒へのチラシの配布方法が変更となり時間短縮につながっている」
 などの現場の声が上がってきており、各校においてプランに基づいた取組一つ一つが着実に実行され、業務改善が図られた。

## 2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり
  - (1) 時間外在校等時間に関する目標
    - ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
    - ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする
  - (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
    - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする
    - ・ 退勤時間から翌日の出勤時間までに11時間以上のインターバルを確保する割合を100%にする
    - ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

- 令和8年度から令和11年度まで（4年間）

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 徳島県教育委員会及び各市町村教育委員会が実施すべき業務量管理・健康確保措置の内容を共通の「学校における働き方改革推進パッケージ」（以下「改革推進パッケージ」という。）として位置付け、包括的に取りまとめている。
- 具体的には、第3期プランに位置付けている措置等をベースに、給特法第7条第1項に基づき文部科学大臣が定める指針を踏まえ、給特法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）が講ずべき業務量管理・健康確保措置に係る新たな取組を追記したところであり、今後も必要に応じて、随時、取組の追加等のアップデートを行う。
- サービス監督教育委員会は、地域や学校の実情に応じて、主体的に実効性のある取組を「改革推進パッケージ」から選択し、着実に実行するものとする。
- 本県では、本計画期間中の重点事項として、4つの取組の柱に基づき、以下の内容に取り組む。

※各取組の主体を明確にするため、項目ごとに以下の記号を付記

- ・ 服務監督教育委員会が取り組むこと → 【委】
- ・ 学校が取り組むこと → 【学】
- ・ 教育職員が取り組むこと → 【教】

## ■ <取組の柱1> タイムマネジメントの徹底

### (1) 上限指針の遵守と長時間勤務の是正

#### ① 上限指針（注1）の遵守【委、学、教】

- ・ 「意識を変容」し、自身のタイムマネジメントを行う。
- ・ 出退勤管理システムへの正確な入力を行い、現状を「見える化」する。
- ・ 「振り返り」を行い、「行動を変容」する。

（注1）月45時間以内、年間360時間以内

#### ② 服務監督教育委員会・校長等による勤務管理【委、学】

- ・ 教育職員の勤務状況の把握・改善のため、人事評価に勤務状況等の項目を設定し、運用する。
- ・ 業務が長時間に及ぶ教育職員への支援・指導にあたり、産業医、社会保険労務士等との連携を図る。
- ・ 徳島県教育委員会は、県立学校長会や市町村教育委員会と連携し、時間外在校等時間の月ごとの平均、1か月時間外在校等時間が45時間超の月ごとの割合を県立学校ごと、市町村ごとにホームページで公表する。

### (2) 働きやすさの追求

#### ③ 年次有給休暇等の取得促進【委】

- ・ 出産、育児や子の看護に係る休暇、介護に係る休暇などの休暇制度について、周知を図る。

#### ④ 柔軟な勤務制度の在り方の研究・導入【委】

- ・ 時差出勤、テレワークや勤務間インターバルなどについて、研究を行い、可能なものから順次導入する。

#### ⑤ 休暇を取り（帰り）やすい環境づくり【委、学】

- ・ 長期休業期間（夏季、冬季など）の学校閉庁日の拡充、定時退勤（ノー残業デー等）の徹底などを推進する。
- ・ 年間行事予定等において、教育職員が休暇を取得しやすい日を色分けする「見える化」等の工夫を行う。

#### ⑥休憩時間の確保と校時表の見直し【学】

- ・学校ごとに教育職員の勤務時間を明確に示す。また、休憩時間については、勤務時間中に柔軟に取得できることを校内で周知する。オン・オフの明確化のため、教育職員用の休憩ルームを確保する。
- ・休み時間の短縮や毎日の清掃時間の見直しなど、校時表を見直し、放課後に子どもたちに向き合うための時間を創出する。

#### ⑦時間外の留守番電話機能の設定等【委、学】

- ・放課後・勤務時間外における執務時間創出・負担軽減のため、留守番電話機能の設定等を行う。
- ・学校外からの電話連絡への対応品質の向上を図ることを目的とし、電話の録音機能を導入する。
- ・学校の「窓口対応時間」の明確化、保護者・地域への周知を行う。

### ■<取組の柱2>業務改善の更なる推進

#### (3) 業務の適正化

#### ⑧「学校と教師の業務の3分類」に基づく、業務の削減、役割分担や適正化

##### 【委、学】

- ・保護者等と連携し、学校周辺の通学路や校門付近における日常的な交通整理・交通指導を行う。
- ・ICT機器の設定や簡易的な運用支援、校内LANの基本的な管理補助を情報通信技術支援者（ICT支援員）と分担して行う。
- ・デジタル採点システムを活用し、採点時間・観点別評価に要する時間の短縮を図る。
- ・授業用デジタル教材等の校内での共有環境を整備する。
- ・徳島県教育委員会等は、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは対応が困難な事案への対応について、直接苦情等に対応する相談窓口を設置する。

#### ⑨校務効率化・省力化の推進【委、学】

- ・校務分掌の見直し・平準化を行い、教育職員間の分担の偏りを極力なくす環境を整備する。
- ・会議の精選や運営の効率化（オンライン化、ペーパーレス化、資料の事前配付など）を推進する。
- ・各種研修について、オンラインでの実施を検討するなど、効果的な実施形態への変更・見直しを研究・推進する。

⑩授業時数や学校行事の在り方の見直し【学】

- ・児童生徒が主体的に学ぶ時間を確保するため、時間的にゆとりのある教育課程の編成、授業時間の変更（例：中学校等・高等学校における45分授業、小学校における40分授業等）などの見直しを図る。
- ・学校行事についても、行事の教育的意義を勘案しつつ、不要なものは削減、必要なものについても時間的短縮を検討する。

⑪クラウドツールの活用促進【委、学】

- ・会議や保護者説明会での資料のペーパーレス化を実現し、クラウド上で情報を共有し、印刷時間の短縮や説明時間の充実を図る。
- ・学校・保護者・教育委員会間における連絡手段のデジタル化を進めることで利便性の向上とペーパーレス化の推進を図る。
- ・県域アカウントの活用を促進し、共同編集機能やチャット機能を用いた業務の効率化を図る。また、組織内のスケジュール管理（会議の予定など）や情報共有（会議の連絡事項の共有）にも活用する。
- ・教育DXロードマップで示された「12のやめることリスト」の取組について、検討、導入する。

⑫学校における事務負担の軽減【委、学】

- ・サービス監督教育委員会から発出する文書について、精査（スクリーニング）を行い、削減する。また、調査・照会については、内容を精査し、調査量・調査数ともに削減する。

⑬カリキュラム・マネジメントの一層の推進【学】

- ・同一学年、複数学科で共通の教材を用いて授業を組織的に行う。
- ・教育課程の編成に付随して児童生徒に課す課題について、校内で精選し、主体的な学びを促進させるよう工夫する。また、個別最適な学びを促進するため、児童生徒一人一人の学びの特徴についてAI等で分析したデジタル教材を、児童生徒に課題として課すよう検討する。

(4) 風通しの良い職場環境づくり

⑭徳島型メンター制度の活用【委、学】

- ・メンター制度を活用し、経験年数の少ない教育職員に対する相談・支援体制を強化する。

⑮教育職員間のコミュニケーションと信頼関係構築によるメンタルヘルスケアの充実と心理的安全性の確保【委、学】

- ・風通しのよい職場環境づくりを目指し、教育職員のハラスメントなどに関する相

談窓口の周知・徹底を図る。

⑯教育職員の「とくしま教員育成指標」に基づくスキルアップと管理職による適切なフィードバック【学】

- ・研究授業における協議をはじめ、様々な校内研修を通じ、管理職から適切なアドバイス、フォローアップ等を行う。

### ■<取組の柱3>外部人材の積極的活用

(5) 支援スタッフの適正配置

⑰教育職員が本来業務に専念するための支援スタッフの更なる充実【委、学】

- ・教員業務支援員、学習指導員、副校長・教頭マネジメント支援員、情報通信技術支援員、部活動指導員、地域学校協働活動推進員等外部指導者などの配置拡充に努める。
- ・各支援員等の基本的な業務内容を明確化し、各支援員等が自身の役割を果たしやすくするとともに、他の教育職員が業務を依頼しやすい環境を整備する。

(6) 多様化・複雑化する課題に対応する教育相談体制の強化

⑱不登校や特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導体制の強化・充実【委】

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの配置拡充に努める。また、活用事例等を示し、学校における活用促進に向けた体制を構築する。

(7) 「チーム学校」の実現

⑲学校運営協議会や地域人材等との連携（コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上）【学】

- ・学校における働き方改革について、保護者や地域住民等の理解・協力が得られるよう、学校運営協議会において協議等を行う。
- ・PTA 主催の行事や同窓会行事の開催等については、行事を主催する各主体が責任をもって実施するよう依頼し、教育職員の負担を軽減する。

⑳医師・公認心理師等によるカウンセリングの強化及び衛生委員会等による管理職に対する指導・助言【委】

- ・長時間労働による心身の健康悪化を未然に防止するため、著しく時間外在校等時間が増加するなどした教育職員に対し、産業医等が面談を行う。
- ・産業医等の面談により、自身の健康状態への気づきや医療機関への受診等に繋がるとともに、面談結果を学校の管理職に通知することで就業上の措置や職場環境改善を促し、時間外在校等時間の短縮及び働き方改革に向けた取組を推進する。

## ■<取組の柱4>部活動の適正化

### (8)「部活動方針」の策定・遵守

#### ②「学校の部活動に係る活動方針」の策定【学】

- ・県内公立学校においては、サービス監督教育委員会が策定した方針に則り、学校ごとに「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動時間や休養日などを遵守した活動を推進する。

### (9) 休日部活動の地域展開

#### ②国のガイドラインや県の手引き等に基づく、着実な地域展開【委】

- ・部活動の地域展開に向けた取組を推進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・サービス監督教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、その達成状況を定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告するとともにホームページへの掲載等により公表する。
- ・時間外在校等時間に関する目標の達成状況は出退勤管理システムで、勤務間インターバルの確保状況については集計ファイルを用いて把握する。  
また、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
- ・サービス監督教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り調査や指導・助言等を行う。  
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・サービス監督教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・学校における働き方改革について、保護者・地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治体等に対し、徳島県教育委員会による「教育長メッセージ」やサービス監督教育委員会による文書の発出などにより、本計画の内容について周知を行うとともに、個別具体の項目について、協力を得られるよう取り組む。

- ・本県ではこれまで、第1期から第3期にわたるプランを県内公立学校における働き方改革の取組指針として位置付け、県立学校のみならず市町村立学校も対象に様々な取組を実施してきた。
- ・令和7年度には、徳島県教育委員会として、文部科学省事業「学校における働き方改革の推進に関する調査研究」に参画し、希望する学校や市町村教育委員会に民間コンサルタントを派遣するとともに業務改善に係るワークショップを開催するなど、「伴走型」の支援に取り組んだ。
- ・徳島県教育委員会は、今後とも、当事業で培ったノウハウ等を活用した伴走支援の更なる展開はもとより、市町村教育委員会や市町村立学校に対する必要な支援、フォローアップ体制を継続し、本県全体の「学校における働き方改革」を牽引していく。